

玄海町子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定業務仕様書

1 業務の名称

玄海町子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とした、「玄海町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定にあたり、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、需要量の推計などを実施し、その調査結果を踏まえ、現状の分析や課題の整理、事業量の推計、目標量の設定等を行うとともに、子ども・子育て会議の運営支援等を通じて、玄海町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定支援を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月26日まで

4 委託業務の内容

（1） ニーズ調査

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等に係る需要量の見込みや供給体制の確保を算定するための基礎となるニーズ調査を行い、その結果を集計・分析し、調査結果報告書としてまとめる。

ア 調査対象者及び配布数

①未就学児童の保護者 150世帯

②小学生児童の保護者 150世帯

イ 調査票の作成

国や県が示す調査票案を基本に、専門的な見地からの助言や情報提供を行い、町が決定した設問に基づき、調査票を作成する。

ウ 調査方法

本町ではLoGoフォームを導入しているため、これを使用して調査対象者からWEB上で回答を得ることを想定している。ただし、その他の調査方法を用いることに利点があると受託者が判断し、町が同意した場合はこの限りではない。その場合に生じる費用については、町は負担しないものとする。

エ 調査依頼書等の納品

調査依頼や回答方法、URL、QRコード等を記載した文書の印刷、発送用封筒作成、封入作業、ラベル貼付、仕分け等は受託者が行い、一式を玄海町役場に納品する。なお、調査依頼書等の発送に係る郵送費は、町が負担する。

オ 調査票の集計

町がLoGoフォームで得た回答の集計を補助する。LoGoフォーム以外の方法で調

査した場合は、受託者により集計を行う。

(2) 玄海町の子育て支援に関する現状の分析と課題の整理

ア 玄海町次世代育成支援後期行動計画の達成状況の整理・分析・進捗評価、課題の整理

イ 教育・保育提供区域設定のための情報分析

ウ 既存資料等からの将来人口予測

エ 玄海町の地域性を鑑みた課題抽出及び分析

(3) 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析

ア 教育・保育提供区域の検討

イ 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」の推計・確保方策の検討

ウ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の推計・確保方策の検討

エ 町独自の調査項目のニーズ調査結果に基づき、イ及びウ以外で町に特に必要となる施策が考えられれば、その事業の「量の見込み」の推計・確保方策の検討

(4) 会議への参加・資料作成等

令和6年度に開催される玄海町子ども・子育て会議（3回開催予定）への参加、必要な会議資料・議事録の作成及び提出

(5) 計画策定に係る業務

- ・ニーズ調査の分析結果の整理
- ・量の見込み及び確保方策の決定の支援
- ・第2期計画の進捗評価
- ・計画の骨子・素案等の作成に関する支援
- ・計画書の編集及び印刷製本

(6) 会議運営支援

- ・玄海町子ども・子育て会議（年3回程度）へのオブザーバー出席
- ・会議資料等の作成に関する支援（議事録の作成を含む）
- ・検討内容のコンサルティング及び会議運営に関する支援

(7) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画に関して玄海町が実施する住民向けのパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。

5 成果品

(1) 玄海町子ども・子育て支援事業計画書

- ・A4版 100ページ程度
- ・印刷 本文1色刷
- ・部数 100部

(2) 計画書原稿データ（ワード及びPDFデータ） CD-ROM 1部

(3) 各種会議等の記録簿、その他調査関連資料 1式

6 個人情報の保護

受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が本業務によって取得した個人情報については、玄海町の保有する個人情報として、玄海町個人情報保護法施行条例（令和5年玄海町条例第2号）の適用を受けるものとする。

7 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後又は解除後も同様とする。

8 第三者への提供の禁止

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第三者に提供してはならない。

9 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、受託者の責任においてその一切の処理をするものとする。

11 その他

- (1) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は玄海町に帰属するものとし、町が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。また、作成資料等において他の個人又は団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得たうえで、引用した文献等の名称を明記すること。
- (2) 受託者は、委託期間内で効率的・効果的に業務を遂行すること。
- (3) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ町と協議し、決定すること。